

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権 …… 償却原価法（定額法）による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 …… 期末における自己都合退職金要支給額を全額計上している。

(4) 消費税等の会計処理

税込方式による。

(5) 税効果会計の適用について

税効果会計は、適用していない。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	120,000,000	0	0	120,000,000
計	120,000,000	0	0	120,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	300,596,444	14,624,223	0	315,220,667
減価償却引当資産	383,914,573	42,617,883	0	426,532,456
スポーツ振興基金	1,000,000,000	0	0	1,000,000,000
計	1,684,511,017	57,242,106	0	1,741,753,123
合 計	1,804,511,017	57,242,106	0	1,861,753,123

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	120,000,000	100,000,000	20,000,000	0
計	120,000,000	100,000,000	20,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	315,220,667	0	315,220,667	315,220,667
減価償却引当資産	426,532,456	0	426,532,456	0
スポーツ振興基金	1,000,000,000	0	1,000,000,000	0
計	1,741,753,123	0	1,741,753,123	315,220,667
合 計	1,861,753,123	100,000,000	1,761,753,123	315,220,667

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 等	974,674,982	619,075,923	355,599,059
構 築 物	3,000,000	2,999,999	1
車両運搬具	1,780,812	1,780,809	3
什器備品	61,196,918	49,609,527	11,587,391
機械装置	15,649,200	13,757,098	1,892,102
リース資産	21,457,800	14,428,320	7,029,480
合 計	1,077,759,712	701,651,676	376,108,036

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

科 目	帳 簿 価 額	時 価	時価損益
第62回利付国債（野村）	160,156,725	166,808,000	6,651,275
第110回利付国債	363,365,294	402,279,570	38,914,276
第120回利付国債	385,174,882	423,450,992	38,276,110
第159回利付国債	128,780,024	137,720,700	8,940,676
第44回地方公共団体金融機構債	110,368,115	113,702,050	3,333,935
第61回利付国債	281,335,475	297,688,800	16,353,325
第62回利付国債（日興）	235,541,527	246,053,600	10,512,073
第46回地方公共団体金融機構債	129,223,172	133,744,000	4,520,828
第29回兵庫県公募公債（みずほ）	99,907,567	101,240,000	1,332,433
合 計	1,893,852,781	2,022,687,712	128,834,931

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
寄付金						
基本財産	尼崎市	100,000,000	0	0	100,000,000	指定正味財産

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	783,162
合 計	783,162

※ 「重要な固定資産（基本財産及び特定資産）の明細」及び「引当金の明細」については、財務諸表に対する注記2でそれぞれ記載しているため、計算書類に関する附属明細書は作成しない。